

入札説明書

調達等件名 広島市立広島市民病院で使用する電気

公 告 日 令和元年12月16日

上記に係る入札等については、「地方独立行政法人広島市立病院機構物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

地方独立行政法人広島市立病院機構

1 契約担当課

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 (広島クリスタルプラザ5階)

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話082-569-7836

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

2 入札に関する事項

(1) 調達等件名及び数量

広島市立広島市民病院で使用する電気

予定使用電力量 65,650,560 kWh (4年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで(4年間)

(5) 履行場所

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院

(6) 入札区分

ア 本件は、一般競争入札(開札前に入札参加資格の有無を確認)で行う。

イ 入札は、紙面による入札で行う。

ウ 入札書には、入札附属書(入札書積算内訳)により見積もった4年間の予定総額等を記載すること。

エ 入札書記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札附属書(入札書積算内訳)を作成し、入札書と同時に提出すること。

3 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者に該当しないこと。

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)又は広島市の競争入札参加資格「平成29・30・31年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されている者であること。

なお、当該競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、病院機構所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

公告日から令和2年1月10日(金)までの地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程第5条又は第7条第1項各号に掲げる病院機構の休日(以下「病院機構の休日」という。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページの「入札・契約情報」→「政府調達案件(WTO)」に掲載する。

〒730-0037

広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ5階)

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ(申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、病院機構から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格を確認された者であること。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 病院機構の契約に関して、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 電気事業法第2条の2に基づく小売電気事業の登録を受けていること。

4 仕様書等の交付方法

仕様書並びに一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の様式は、病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページの「入札・契約情報」→「政府調達案件(WTO)」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

(1) 交付期間

入札公告日から令和2年1月17日(金)までの病院機構の休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

前記1の契約担当課に同じ。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 広島市税の納税証明書(写しでも可)

※1 証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)

※1 「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)を提出すること。

※2 証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

エ 経済産業大臣からの小売電気事業者として登録した旨の通知文書(写し)

(2) 提出期間

入札公告の日から令和2年1月20日(月)までの病院機構の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出場所

前記1の契約担当課に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合の注意事項

1 配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

2 前記(1)に掲げる書類を同一の封筒に入れ、封筒の表に「令和2年1月31日開札」、「広島市立広島市民病院で使用する電気」、「一般競争入札参加資格確認申請書等在中」と朱書すること。

(5) 本件入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、病院機構から提出書類等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

6 入札説明書及び仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり仕様書等に関する質問書を

提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、病院機構のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記4(1)及び(2)により交付する。

ア 提出期間

入札公告日から令和元年12月27日（金）までの病院機構の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所及び提出方法

入札公告に記載したとおり

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者へ直接回答（電子メール）するほか、前記1の契約担当課において令和2年1月30日（木）までの病院機構の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供する。

7 競争入札参加資格審査及び審査結果通知

- (1) 病院機構は、入札参加者から提出された前記5(1)の提出書類を基に、入札参加資格を審査する。
- (2) 入札参加資格の審査結果については、後日ファクシミリにより通知する。

8 入札書等の作成方法等

(1) 入札書及び入札附属書の作成方法

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書及び入札附属書は、病院機構所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和2年1月31日」（開札日を記入すること。）

(ロ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(ハ) 入札金額（4年間の予定総額）及び入札金額を4年間の予定使用電力量で割った額

(ニ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(ホ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(ヘ) 割引料金（月額）

(コ) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(カ) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、病院機構又は広島市の競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

- 4 本入札書に記載する入札金額（4年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書（入札書積算内訳）の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（4年間の予定総額）の積算の内訳を任意の様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (7) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (8) 年月日「令和2年1月31日」（開札日を記入すること。）
- (9) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (10) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月ごとの基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）及び積算方法
- (11) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月ごとの契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (12) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (13) 各月ごとの基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (14) 1年間の基本料金合計、電力量料金合計、割引料金合計及び予定総額
- (15) 4年間（履行期間）の予定総額（1年間の予定総額の4倍）及び4年間の予定総額の110分の100に相当する金額

(16) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、病院機構又は広島市の競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び4年間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(2) 入札の方法等

ア 入札は初度及び再度の2回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

エ 入札書には、入札附属書（入札書積算内訳）により見積もった4年間の予定総額等を記載すること。

オ 入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

(3) 入札書等の提出方法等

ア 入札書等の提出方法

(7) 持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）に限る。

a 入札書

(a) 入札書は、病院機構所定の様式により提出すること。

(b) 入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定型封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和2年1月31日開札」「広島市立広島市民病院で使用する電気に係る入札書」（第 回）在中と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

b 委任状（必要な場合のみ）

(a) 委任状は、病院機構所定の様式により提出すること。

(b) 代表者でない者が、当該入札において代理人（代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者からの委任状を前記 a の封筒に同封すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

代理人（復代理人）として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人（復代理人） 〇〇 〇〇 印

c 入札附属書（入札書積算内訳）

(a) 入札附属書（入札書積算内訳）は、病院機構所定の様式により提出すること。

(b) 入札附属書（入札書積算内訳）は、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和2年1月31日開札」「広島市立広島市民病院で使用する電気に係る入札附属書」（第 回）在中と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

(4) 入札書及び入札附属書を持参して提出する場合は、前記 a から c に掲げる書類を入れた

それぞれの封筒を同一の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和2年1月31日開札」、「広島市立広島市民病院で使用する電気に係る入札書等」在中と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称を記載すること。

また、前記1（契約担当課）に入札書の提出期限（下記イ）までに提出しなければならない。（別添「入札書等の封印・封入方法」参照）

- (ハ) 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、前記 a から c に掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和2年1月31日開札」「広島市立広島市民病院で使用する電気に係る入札書等」在中と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称を記載すること。

また、親展により前記1（契約担当課）あて入札書の提出期限（下記イ）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の封印・封入方法」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

持参又は郵送のいずれの場合においても、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

イ 提出期限

令和2年1月30日（木）午後5時まで

ウ 提出場所

前記1の契約担当課に同じ。

エ 共通事項

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

また、入札書の提出期間を過ぎて入札書を提出した者は、入札に参加していない扱いとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消し、病院機構若しくは広島市の指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札附属書の提出がない入札、入札書と入札附属書の価格が一致しない入札、又は入札附属書の合計価格が入札金額の内訳と不整合な入札

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程第6条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものを除く。）

キ 指定した入札書又は入札附属書等を用いない入札

ク 地方独立行政法人広島市立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年規程第1号）第9条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 代理人（復代理人を含む。）による入札

ア 代理人（復代理人を含む。以下同じ。）による入札については、前記(3)ア（イ）bを参照のこと。

イ 入札参加者又はその代理人は、本件入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、開札の日時まで入札を辞退することができる。

この場合、入札辞退届（指定様式）を提出すること。なお、開札時刻後の入札辞退は認めない。

(8) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった4年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(9) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

9 開札日時等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月31日（金）午前9時

イ 場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

(2) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記1の契約担当課へ連絡すること。入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）及び身分証明書（社員証など）又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると病院機構が判断した入札者であって、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）を落札者として決定する。なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

イ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

(2) 契約単価

入札書に記載された契約希望単価である基本料金単価及び電力量料金単価（1円未満の端数を含むことができる。）をもって契約単価とする。

(3) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

前記(1)により決定した落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者を落札者の対象とする。

契約を締結しない落札者は、契約予定金額に基づく総支払予定額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における一般競争入札に参加させない措置を講じる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程第28条第7号により免除する。

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、病院機構が定めた日までに契約書の取り交わしをするものとする。

イ 落札者が上記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに病院機構における一般競争入札に参加させない措置を講じる。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は病院機構が交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり。

(6) 入札者に求められる義務の証明のための書類、入札書、入札附属書の取扱い

ア 入札者に求められる義務の証明のための書類、入札書、入札附属書等の作成に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

イ いったん受理した書類は、一切返却しない。また、いったん受理した書類の差替え及び再提出は認めない。

ウ 入札参加者が、自己に有利になることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、当該入札参加者のした入札は無効とする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）及び「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（以下「日欧協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条、改正協定第18条及び日欧協定10・12条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。